

# 令和5年度仙南地域米づくり推進方針

令和5年4月1日

宮城県米づくり推進大河原地方本部

本推進方針は、仙南地域の農業者、農業協同組合、県・市町及び関係団体が連携し、仙南米の品質向上と商品力の強化や担い手の経営安定等に向けた取組を推進するために策定するものである。

仙南地域の令和4年産水稻の作柄は、作況指数101の「平年並」、うるち玄米の上位等級割合（令和4年11月末現在）は、約91%となっており、県全体の約96%をやや下回った。

本地方本部では、「令和5年度宮城県米づくり推進事項」を踏まえた水田フル活用による需要に応じた高品質な米づくりの推進と併せ、地域資源循環の取組支援などみどりの食料システム戦略の推進やアグリテックなどの先進技術の導入と定着の推進により、高い生産性と両立する持続的な生産体系への転換を図る。

## 1 需要に応じた売れる米づくりの推進

### (1) 消費者に選ばれる米づくりの推進

イ 仙南米の特徴でもある「環境にやさしい米づくり」栽培技術の高位平準化に向けた技術支援や情報提供を引き続き推進する。

ロ 「ひとめぼれ」「ササニシキ」については、食味・品質のさらなる向上を図る。仙南地域では、晩生品種の「つや姫」「コシヒカリ」が作付品種の約24%（県全体では約9%）を占めるため、それぞれの品種特性を踏まえた適切な肥培管理等による高品質米生産を推進する。

### (2) 新たな需要に対応した仙南地域の取組推進

「だて正夢」や玄米食向け品種「金のいぶき」のほか、業務用米として需要の多い「げんきまる」等について、引続き高品質安定生産に向けた支援を行う。

### (3) 米需給の安定化に向けた飼料用米等の生産推進

米需給の安定化と稲作経営の収益確保を図るため、飼料用米、加工用米、米粉用米の生産を推進する。特に、飼料用米やWC S用稲については、専用品種の導入・定着化に向けた活動を支援する。

### (4) 「地域ブランド米」の認知向上と安定生産に向けた取組

仙南地域の各市町において、地域の独自色を活かした「地域ブランド米」の取組が進んでいることから、特色ある地域ブランド米の安定生産と認知度の向上に向けた支援を行う。

## 2 有機質資源等の有効活用と作期分散による持続的な米生産の推進

### (1) 有機質資源等の有効活用による生産安定

- イ 有機質資源（堆肥、稲わら等）の有効活用を推進し、地力の向上を図ることで環境負荷の少ない持続可能な米生産を促進する。
- ロ 土壌診断に基づく堆肥等の有効活用及び効率的な肥培管理を推進することにより、生産コストの上昇を抑制し、稲作経営の安定化に向けた支援を行う。

### (2) 作期分散による気象変動リスク低減

- イ 中生品種と晩生品種の組合せや晩期栽培、直播栽培の拡大により作期分散を図り、冷害や高温障害、秋雨による品質低下などの気象変動リスクを低減する。
- ロ 普及センターやみやぎ仙南農業協同組合等から生育情報や技術情報を発信し、気象や生育状況に対応した栽培管理を支援する。

## 3 先進技術等を活用した生産の効率化と作業精度の向上

### (1) 直播栽培の活用による水田営農の展開支援

水稻生産の担い手への集積が進む中、労力の軽減・分散などが可能となる直播栽培の普及を推進する。

### (2) 移植栽培における省力・コスト低減化技術の取組支援

育苗箱の使用枚数の削減による省力化・コスト低減を図るため、高密度播種や栽植密度の疎植化などの技術について情報提供を行う。

### (3) アグリテックの活用支援

宮城県RTK基地局を利用した自動操舵システムやドローン等を用いたアグリテックの導入を支援するとともに、作業精度の向上に向けた技術活用についての情報提供を行う。

## 4 安全・安心な仙南米の安定供給

### (1) 農薬の適正使用の徹底

農薬危害防止運動を通して、農薬使用による危害防止を図り、環境に配慮して適正使用を徹底する。

### (2) 生産工程管理（GAP）の普及推進

米の生産過程の透明化と生産者の安全な労働環境を構築するため、GAPの認証取得を志向する担い手への支援を行う。

## 5 病虫害防除や野生獣害対策の地域的連携の推進

### (1) 斑点米カメムシ類の被害軽減

- イ 畦畔や休耕田等の適切な草刈りを誘導するとともに、被害の危険性が特に高い地域においては適切な防除の実施を支援する。

ロ 水田に隣接するイネ科牧草地については、関係機関・団体も協力した地域内の合意形成に基づく採草時期の調整等を図る。

**(2) いもち病、紋枯病及び種子伝染性病害の発生軽減と対策**

イ いもち病については、箱施用剤等による予防防除を徹底するとともに、発生源となる「残苗」の早期処分を徹底するため、地域ぐるみの注意喚起活動などを支援する。

ロ 紋枯病については、各地域で発生が見られることから、ほ場での発生状況に留意し、防除基準に基づいた適切な防除に努める。

ハ 種子伝染性病害（ばか苗病、細菌性苗腐敗症）については、浸種時の温度管理や種子消毒の徹底、塩水選の実施など、適正な種子予措、育苗管理による防除対策を徹底する。

**(3) 野生獣害対策の推進**

イ 電気柵などの侵入防止柵の設置やその維持管理、農地周辺の刈り払いなどによる「野生獣が出没しにくい環境づくり」を推進する。

ロ 地域ぐるみの対策が有効であることから、集落や被害想定地域の連携と合意形成を図る。

**6 令和元年東日本台風被災水田における支援**

(1) 令和元年東日本台風により被害を受け作付けを再開する水田においては、品種の選定や肥培管理など、状況に応じた支援を行う。